

愛川町教育委員会

平成23年10月28日

愛川町教育委員会 10月臨時会会議録

- 1 会議日程 平成23年10月28日(金)
午前9時30分から午前10時00分

 - 2 会議場所 愛川町役場2階201会議室

 - 3 議事日程 日程第1 会期の決定について
日程第2 愛川町教育委員会教育長の任命について
日程第3 学校教育法施行細則の一部を改正する規則について
日程第4 その他

 - 4 出席委員 教育委員長 平田明美
委員長職務代理者 榮利隆一
教育委員 足立原威
教育委員 岡本弘之
教育長 熊坂直美

 - 5 欠席委員 なし

 - 6 説明を要した者及び議事録作成のため出席した者
教育次長 河内健二
教育総務課長 熊坂祐二
生涯学習課長 大八木尚一
スポーツ・文化振興課長 近藤史朗
教育開発センター指導主事 佐野昌美
教育総務課副主幹 井上守
-

◎開会

- （平田委員長） 改めまして、おはようございます。

ただいまの出席委員は5人であります。定足数に達しておりますので、10月愛川町教育委員会臨時会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでありますから、ご承知願います。

これより、日程に入ります。

◎日程第1

- （平田委員長） 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

本臨時会の会期であります。本日1日と定めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- （平田委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第2

- （平田委員長） 次に、日程第2、議案第10号 愛川町教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

（熊坂委員、退席）

本議案は、教育長の任命に関する件ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条5項の規定により、議案の当事者であります熊坂委員は退席されております。

よって、これより提案説明を求めます。

河内次長、よろしく申し上げます。

- （河内教育次長） それでは、提案の説明をさせていただきたいと思います。

まず、議案第10号 愛川町教育委員会教育長の任命についてのご提案を申し上げます。

本年10月27日をもちまして、熊坂直美教育長の任期が満了となりますことに伴いまして、引き続き同氏を教育委員に任命したいとのことで、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、平成23年9月開催の愛川町議会定例会に町長提出議案として「教育委員会委員の任命について」を提案申し上げまして、議会の同意が得られたところ

でございます。

また、この同意を得たことに伴いまして、先ほど山田町長より「教育委員の任命発令」をいたしたところでございます。

よって、引き続き、熊坂直美教育委員を地方教育行政の組織及び運営に関する法律第16条第1項の規定により、教育長として任命をいただきますようご提案いたすものでございます。

ご審議の上、よろしくお認めいただきますようお願い申し上げます。

○（平田委員長） 説明は以上のとおりであります。

ただいま説明がありましたように、ご了承いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（平田委員長） ご異議ないものと認めます。

これより、表決に入ります。

議案第10号 愛川町教育委員会教育長の任命についての採決をいたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（平田委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第10号 愛川町教育委員会教育長の任命については、原案のとおり可決されました。

それでは、ここで暫時休憩といたします。

（休 憩）

○（平田委員長） 引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第3

○（平田委員長） 次に、日程第3、議案第11号 学校教育法施行細則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

提案者の説明をお願いいたします。

○（熊坂教育長） それでは、議案第11号についてご説明申し上げます。

学校教育法施行細則の一部を改正する規則についてでございますが、現在、県内全町村で進めております神奈川県町村共同利用型情報システム、これが近々導入の予定でございます。

それに伴いまして、学齢簿等の発行方法や様式が変更になりますことから、本町の施行規則を一部改正するものでございます。

内容につきましては、担当課長より説明申し上げますので、ご審議賜りお認めいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○（熊坂教育総務課長） それでは、議案第11号の細則の改正につきまして、ご説明をさせていただきます。

この改正につきましては、ただいま教育長のほうからご説明がありましたとおり、県内の14町村におきまして進めております神奈川県町村共同利用型情報システムの導入に伴いまして、各学校や保護者に通知する文書の発行方法や様式が変更となりますことから、今回、本町の施行細則を改正いたしたいものでございます。

この町村の共同利用型情報システムの導入につきまして簡単にご説明しますと、これまで神奈川県内の各町村におきましては、それぞれの市町村で独自のコンピューターシステムを導入して、住民情報ですとか、いろんな事務を処理していたわけですが、それを町村で统一的に1つのシステムを使ってみんなで共同利用すれば、コストも低くなるし便利になるというようなことから始まりまして、現在それが進められているものでございます。

今回の具体的な改正内容でございますが、議案の後ろに改正文が載っております。その次、横長で新旧対照表がございますので、それでご説明をしていきたいと思っております。

まず初めに、学校教育法施行細則の第4条でございます。第4条につきましては削除ということでございますが、こちらにつきましては、現在、また別紙のほうでご説明いたしますが、複写になっている文書の住所地変更届、学区内住所地変更届出書、これを使用して学齢簿ですとか就学通知書の文書を発行しておりますが、これが電算化されますと、これらの届出書の使用をせずに、学齢簿や就学通知書の発行が自動でできることとなりますので、今回改正で、この第4条の住所地変更の届出というものをすべて削除するというものでございます。

続きまして、第8条でございます。こちらは削除いたします第4条の条文の中に、「愛川町教育委員会（以下「委員会」）」ということで、それ以降の条文に出てくる「愛川町教育委員会」というのを「委員会」に言いかえる文章が第四条に入っていたわけなんですけど、第4条を削除いたしてしまいますので、これがなくなってしまうので、初めて「委員会」というのが出てくる第8条に、この省略の部分「愛川町教育委員会（以下「教育委員会」）」というのを持ってきたものでございます。

最後に、別表の関係でございます。別表の中に第2号と第3号様式、これにつきましては、先ほど削除いたしました第4条の関係の様式でございますので、この第2号と第3号様式についてはそっくり削除するというものでございます。

先ほど、説明の中に学齢簿とかいろいろ出てきたと思うんですが、後ろに様式がついております。ご覧いただきたいと思います。薄い紙が2枚、住所地変更届出書という様式が、細則の条文の後についていると思うんですが、この薄い紙が2枚と少し厚い紙が3枚目についている、これをちょっとごらんいただきたいと思います。この3枚1組になっている用紙ですが、これが愛川町に転入してきて小学校や中学校に通われているお子さんがいられる場合は、この届出書を窓口のほうで書いていただいております、今までは。これを保護者の方に書いていただきますと、一番上が住所地変更届出書ということになりまして、これは教育委員会に送られてきます。

2枚目の就学通知書というのがあるんですが、これは複写で同じ項目が裏に写るようになっていまして、この就学通知書というのが、お子さんが何々小学校に通ってくださいという教育委員会からの保護者あての通知ということになりまして、これをご本人へお渡しいたします。

3枚目に学齢簿というのがあるんですが、これが愛川町の小中学校に通っている児童・生徒の台帳ということになりまして、新入学の場合は一斉に打ち出してつくるわけなんです、随時転入されてきた児童などの場合は、転入手続の際に、この3枚複写のもので書いていただきますと自動に学齢簿というのができます。この学齢簿については教育委員会に來まして、それを保管するということになります。これ、今まで手書きで全部行っていました。

学齢簿の次に、今度は3号様式ということで、先ほど削除いたしました様式でございます。学内の住所地変更届出書というのがございます。これについては、例えば今まで愛川町の学校に通っていて、その学区の中で住所を変更したとか、あと苗字が変わったとか、そういった変更の場に書いていただく様式になります。そういった届出も役場の住民課のところで届出をされますと、今までは、この用紙を書いていただいております。この届出書を書いていただきますと、一番上の学区内の住所地変更届出書というのは愛川町教育委員会に來ます。それで、もう一つの次の3号様式、学区内の住所地変更届出書、これは学校長宛てのもので、これについては、やはり同じ内容が複写されますので、これについては住民課の窓口でご本人にお渡しして、学校に提出していただきたいというような手続を今まではとっておりました。

それが、今回の電算の共同化によりまして、すべて電算システムの中で処理しますので、住民異動の届出をただで、例えば住所地の変更の届出を住民課に出しただけで、自動的にもう学齢簿の内容とか全部でき上がってきます。学齢簿については、その次にあるようなちょっと細かいようになっているものなのですが、こういった形で電算化されまして、もう転入の届出をただで、教育委員会のほうで操作をすれば、もう学齢簿が打ち上がってしまうというようなことで、ご本人がわざわざ3枚複写に書いたりするという手間がなくなるというものでございます。

あわせて、就学通知書につきましては、既に電算化されていますので、この情報を愛川町教育委員会のほうで打ち出して就学児抽出という形でご本人のほうにお渡しするような形になります。これについては、転入の手続をしたと同時に打ち出されますので、やはり窓口に行ってご本人のほうに就学通知というのはその場で手渡して、何々学校ですよというのがわかるようになります。

その次の就学通知書、これが就学通知書の様式です。これが自動で出てきまして、その場で学校がわかるということになります。

最後の1枚です。変更通知書という様式があるんですが、これについては、その学区内で住所を変更した場合、今まで2枚複写の用紙にご本人に書いていただいたんですが、今度、住所の変更の手続を住民課の窓口でするだけで、住民課から、こういう人が住所を異動したよというお知らせが教育委員会に来ることになっています。そのお知らせを受けた時点で、今後、学校宛ての変更通知というのを教育委員会のほうで打ち出しをしまして、学校に教育委員会から送ることになります。今まではご本人に手渡して、ご本人が学校へ持っていったわけですが、その手間がなくなって教育委員会から学校のへ、こういう人の住所が変わったとか、名前が変わったとかいうお知らせをするようになります。

このような形で、今まで住民課の窓口でいろいろ書いていただいたものが、通常の住民異動の届出だけですべて学齢のシステムと連携して、今までの手間が省けるようになったというものでございます。そういった関係の条文の細則の変更ということになります。

以上、ご説明いたしましたように、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○（平田委員長） それでは、これより質疑に入ります。ご質疑、ご意見等ありましたらお願いいたします。

足立原委員、お願いします。

○（足立原委員） 一番最後の変更通知書の一番上に「様」と書いてあるんですが、これは教

育委員会から学校へ行くと、今おっしゃったんだけど、「様」でいいんですか。

- （熊坂教育総務課長） これ、学校長のほうに行きます。
- （足立原委員） 行くから、「様」でいいの。何々学校じゃなくていいんですか。
- （熊坂教育総務課長） はい、学校長ということで入ります。
- （足立原委員） 「様」でね。
- （岡本委員） 全部「様」になっている。
- （足立原委員） 全部これは、本人に。この2枚目は通学通知は親に行くんですよね。これは「様」でわかるんですけど、一番下のも「様」になっているから、このところが「何々学校長」となるのかなと思ったものですから、ちょっとお聞きしたんですけど。

もう一件よろしいですか。

- （平田委員長） どうぞ、足立原委員、お願いいたします。
- （足立原委員） 改正変更はわかったんですが、1号、2号、3号様式がなくなったわけですが、これについて1号から4号に飛ぶわけですね。2号、3号がなくなったんですけど、削除というのはしないで、詰めるとかそういうことは、1から4条を2条にするとか、そういうことはしないでよろしいんですか。
- （熊坂教育総務課長） 法制上のテクニックで、いろいろ例えば第4条を削除した場合は、以下を一つずつ繰り上げるとかいう方法もあるんですが、かなりずれるようになりますので、かなり大幅な改正になってしまうので、こういった場合は削除は削除したままで、そこを抜いてしまうというような方法もあるということです。総務課に確認をいたしました。
- （岡本委員） 削除という形で残すと。
- （熊坂教育総務課長） 削除という形で残して、あとはいじらないという形、そういう方法もあるということです。今回はその方法をとらせていただきました。ですから、様式についても、第4号様式以降繰り上げないで、もうそのまま残すということでございます。
- （足立原委員） わかりました。
- （平田委員長） ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、ほかに質疑がありませんので、質疑を終結したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- （平田委員長） ご異議ないものと認めます。
よって、質疑を終結いたします。

これより表決に入ります。

議案第11号 学校教育法施行細則の一部を改正する規則についての採決をいたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○(平田委員長) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第11号 学校教育法施行細則の一部を改正する規則については、原案のとおり、可決されました。

◎日程第4

○(平田委員長) 日程第4、その他についてであります。各委員から何かございましたらお願いいたします。

ございませんでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○(平田委員長) よろしいでしょうか。

では、事務局から何かございますか。

○(事務局) 特にありません。

○(平田委員長) 特にないようでありますので、以上をもちまして、10月臨時会の議事日程がすべて終了いたしましたので、閉会といたします。長時間にわたり、大変ご苦勞さまでございました。

愛川町教育委員会会議規則第19条第2項の規定により、ここに署名をいたします。

平成23年11月28日

教育委員長 平田 明美

職務代理者 榮 利隆一

教育委員 足立原 威

教育委員 岡本 弘之

教育長 熊坂 直美

調整職員 井 工 守